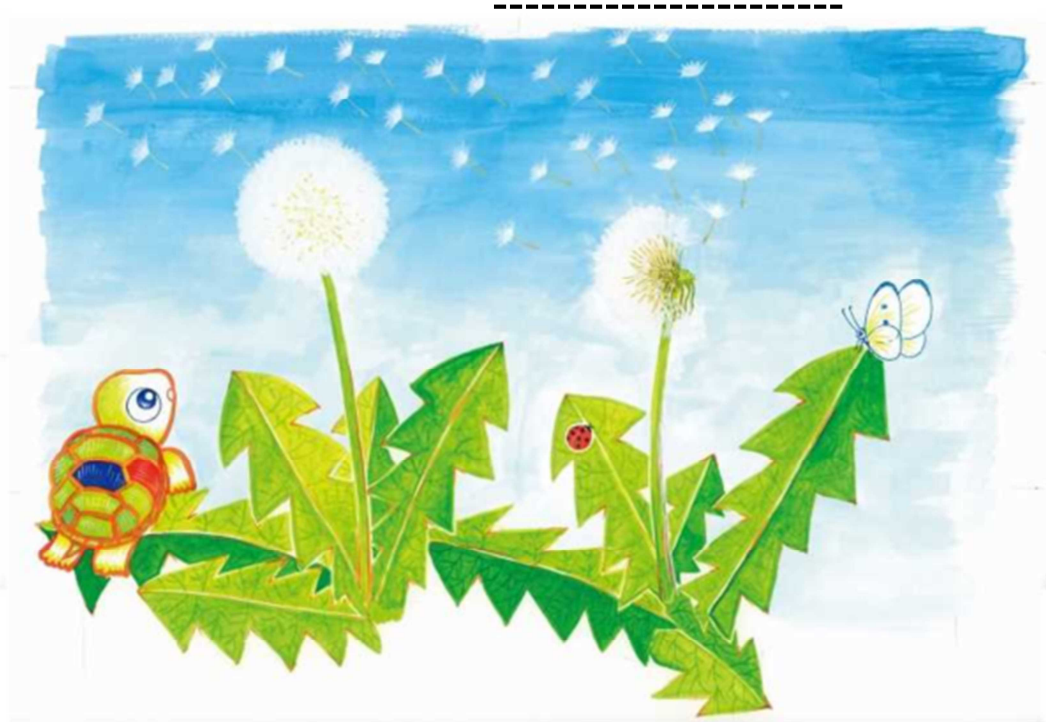


ひとり親世帯等利用料助成

ひとり親世帯等の仕事と育児の両立や、子育ての
負担軽減を目的に利用料を年間 **24 時間まで** 助成します！



利用対象者 ひとり親世帯、多胎児世帯 (3 歳未満の多胎児を養育する世帯)、
ダブルケア世帯、障がい者のいる世帯、生活保護を受給されている世帯、
住民税非課税の世帯

助成について ●援助活動修了後、まかせて会員に利用料金をお支払いください。

申請を受付後、後日助成金をお振り込みします。

ファミサポについて



●交通費、食事代などの実費負担料及びキャンセル料は除きます。

●マッチング後の利用になるため、利用を保証するものではありません。

お問い合わせ **大村市こどもセンター** TEL0957-54-9100

〒856-0832 大村市本町 413-2 担当課：大村市こども政策課

助成を受けるための手続きの流れ

1. 大村市ファミリー・サポート・センター会員のうち「ひとり親世帯等」に該当する方。
2. 利用対象者(おねがい会員)は、相互援助活動終了時に利用料金をまかせて会員へ支払う。
3. 「ひとり親世帯等利用料助成金交付申請書兼請求書」と「利用料支払額集計表」、
「添付書類(必要な方)」、「口座情報が確認できるもの」を大村市こどもセンターまたは電子申請
で提出。

※添付書類は申請の都度提出いただきます。

※多胎児のお子さんの助成については、3歳のお誕生日以降の利用から対象外となります。

添付書類

対象	提出書類
ひとり親世帯	(児童扶養手当を受給されている方) ・児童扶養手当証書の写し (母子・父子福祉医療費を受給されている方) ・医療費受給者証の写し (上記を受給されていない方) ・戸籍謄本及び住民票※公募等により確認を希望される方は提出の必要はありません
多胎児世帯	住民票の写し※公募等により確認を希望される方は提出の必要はありません
ダブルケア世帯	介護保険被保険者証の写し
障がい者のいる世帯	手帳又は受給者証等の写し ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・特別児童扶養手当受給者証 ・年金証書
生活保護世帯	生活保護受給者証明書の写し
住民税非課税世帯	課税証明の写し※公募等により確認を希望される方は提出の必要はありません

4. 審査後、指定口座に助成金を振入。※審査がありますので、不承認の場合もあります。

交通費、ミルク代、おやつ代等の実費負担分及びキャンセル時の取消料は助成対象外です。長時間利用の際の取消し料については、負担も大きくなりますので、お支払いできる範囲でご利用ください。

対象であるかどうかなど、不明な点については大村市ファミリー・サポート・センターまで

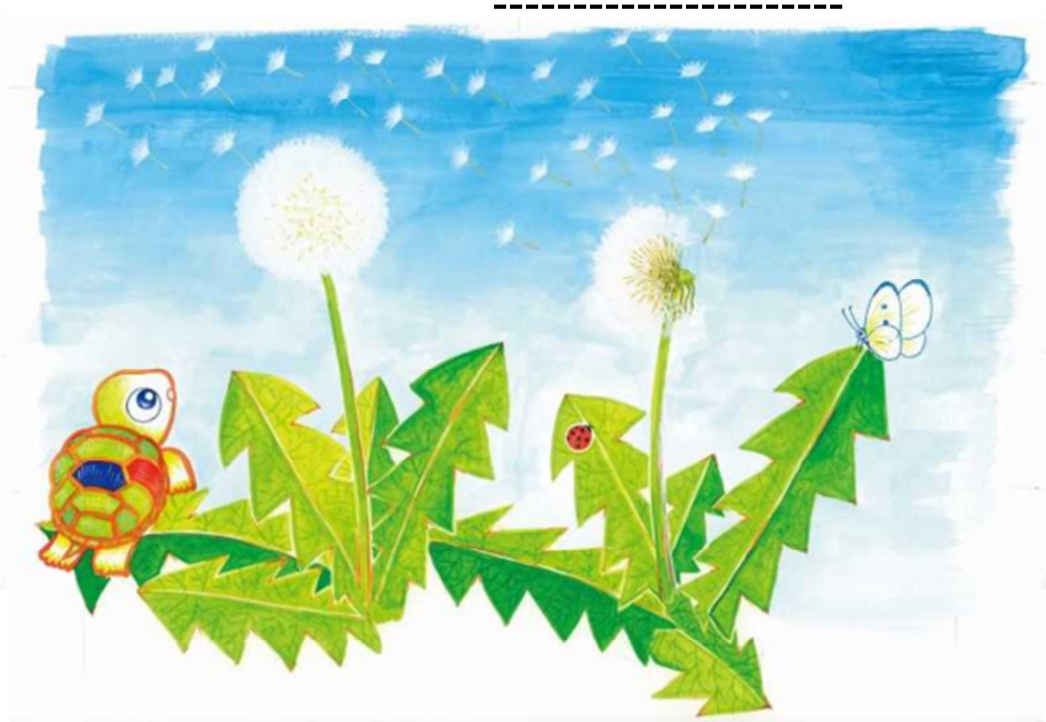
お気軽にお尋ねください！

＼電子申請の方はこちらから／



ひとり親世帯等利用料助成

ひとり親世帯等の仕事と育児の両立や、子育ての
負担軽減を目的に利用料を年間 **24 時間まで** 助成します！



利用対象者 ひとり親世帯、多胎児世帯 (3 歳未満の多胎児を養育する世帯)、
ダブルケア世帯、障がい者のいる世帯、生活保護を受給されている世帯、
住民税非課税の世帯

助成について ●援助活動修了後、まかせて会員に利用料金をお支払いください。

申請を受付後、後日助成金をお振り込みします。

ファミサポについて



●交通費、食事代などの実費負担料及びキャンセル料は除きます。

●マッチング後の利用になるため、利用を保証するものではありません。

お問い合わせ 大村市こどもセンター TEL0957-54-9100

〒856-0832 大村市本町 413-2 担当課：大村市こども政策課

助成を受けるための手続きの流れ

1. 大村市ファミリー・サポート・センター会員のうち「ひとり親世帯等」に該当する方。
2. 利用対象者(おねがい会員)は、相互援助活動終了時に利用料金をまかせて会員へ支払う。
3. 「ひとり親世帯等利用料助成金交付申請書兼請求書」と「利用料支払額集計表」、
「添付書類(必要な方)」、「口座情報が確認できるもの」を大村市こどもセンターまたは電子申請
で提出。

※添付書類は申請の都度提出いただきます。

※多胎児のお子さんの助成については、3歳のお誕生日以降の利用から対象外となります。

添付書類

対象	提出書類
ひとり親世帯	(児童扶養手当を受給されている方) ・児童扶養手当証書の写し (母子・父子福祉医療費を受給されている方) ・医療費受給者証の写し (上記を受給されていない方) ・戸籍謄本及び住民票※公募等により確認を希望される方は提出の必要はありません
多胎児世帯	住民票の写し※公募等により確認を希望される方は提出の必要はありません
ダブルケア世帯	介護保険被保険者証の写し
障がい者のいる世帯	手帳又は受給者証等の写し ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・特別児童扶養手当受給者証 ・年金証書
生活保護世帯	生活保護受給者証明書の写し
住民税非課税世帯	課税証明の写し※公募等により確認を希望される方は提出の必要はありません

4. 審査後、指定口座に助成金を振入。※審査がありますので、不承認の場合もあります。

交通費、ミルク代、おやつ代等の実費負担分及びキャンセル時の取消料は助成対象外です。長時間利用の際の取消し料については、負担も大きくなりますので、お支払いできる範囲でご利用ください。

対象であるかどうかなど、不明な点については大村市ファミリー・サポート・センターまで

お気軽にお尋ねください！

＼電子申請の方はこちらから／

